JULY, 2012

徳島大学 評価情報分析センター

NEWS LETTER NO.5

本学が平成25年度に受審する大学機関別認証評価について

はじめに

平成16年に大学機関別認証評価（以下，「認証評価」という）が制度化され，大学が大学以外の特定の機関から評価を受審することが義務づけられ，これにより，平成23年度までに全ての大学が認証評価を受審しました。本学においても平成18年度に認証評価を受審し「大学評価基準を満たしている」との評価結果を得ています（大学評価・学位授与機構による）。

ただし，認証評価制度では7年に1度の受審を義務づけていますので，**本学は平成25年度に2度目の認証評価を受審します**。このため本年5月に役員会の下に大学機関別認証評価ワーキンググループを発足，当センター教員もワーキングに参加することとなりました。次いで認証評価受審に対する準備の一環として大学評価・学位授与機構が開催した「平成25年度に実施する大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会」に参加し，今回の認証評価の留意点等の説明を聴いてきました。

本ニューズレターでは，認証評価制度の概要を振り返りつつ，２度目の認証評価において変更や追加された点，特に注目されている評価基準，観点および留意点について報告します。

認証評価制度

日本の大学では伝統的に，質保証制度の中心として国家による設置認可制度を採用し，大学・学部の設置段階での厳しい審査により質保証を行ってきました。しかし，1991年（平成3年）に規制緩和の一環として大学設置基準が改正（いわゆる大学設置基準の大綱化）され，大学の質保証の考え方が大きく変化しました。

表1: 大綱化前後の大学の質保証

	大綱化前	大綱化後
質保証の手法	設置認可	大学の評価
質保証の段階	大学・学部の設置（事前規制）	大学の設置後（事後審査）

表1は大綱化前後の大学の質保証の制度を整理したものです。大綱化前の質保証の方法は大学・学部の設置段階における設置認可制度を通した事前規制でした。しかし，**大綱化後は大学設置後の活動状況等を評価する事後審査となっています**。もちろん設置認可制度による事前規制を部分的には残していますので，事前規制と事後審査を併用していることになりますが，結果として事前規制は緩くなり，大学の質保証のウエイトは事後審査に移ることとなりました。

事前規制を緩くした代わりに新たに導入された大学の評価ですが，当初は大学における自己点検・評価活動を強化する事で，大学自らが現状を把握し，評価を行った上で改善を行い，質を保証する事が期待されていました。しかしながら，大学による自己点検・評価はうまく機能せず，外部評価や第三者評価の必要性を唱える声が高まってきたのを受け，2004年（平成16年）に文部科学省は認証評価（大学の評価を専門的に実施する機関による評価）や国立大学法人評価（国立大学法人評価委員会による評価）を導入，今日に至っております。

ところで，1991年以降は大学が大きく変わった時代でした。大学入試の多様化，教養部の解体，大学院の重点化，そして国立大学の法人化等，様々な改革が行われました。同時に，大

学生の学力低下が問題視された時期でもありました。1999年に出版された「分数ができない大学生」は，ある種のブームとなり，大学教育の不信感は更に高まったと言えます（参考文献[1]）。自己点検・評価では不十分と見なされ，認証評価が制度化された背景には，大学自身の大きな変貌，大学生の学力不足があったといえます。

認証評価の概要

認証評価とは文部科学省からの認定を受けた機関（認証評価機関）がそれぞれの大学の教育研究活動等の総合的な状況について評価を行うものです。現在，文部科学省から認証評価機関の認定を受けている組織として，**大学評価・学位授与機構，大学基準協会，日本高等教育評価機構**があります。これらの認証評価機関のなかから，本学は来年度（平成25年度）に大学評価・学位授与機構を選択して認証評価を受審することを決定しています。

大学評価・学位授与機構によれば，認証評価を実施する主な目的は

- **大学の評価を通して，大学の教育研究活動の質を保証すること。**
- **評価結果を，各大学にフィードバックして，教育研究活動等の改善に役立てること。**
- **評価結果を社会に提示し，大学の設置・運営に対する，国民の理解と支持を得ること。**

であると述べています（参考文献[2]）。つまり，認証評価の目的には，単に大学の質保証だけではなく，評価結果を基にした改善活動や評価結果の情報公開を通して社会への説明責任（アカウンタビリティ）を果たすことも含まれます。

認証評価は，基本的な方針

- **自己評価に基づく評価**
- **大学評価基準に沿った評価**
- **国際通用性のある評価**
- **教育活動を中心とした評価**
- **ピア・レビューを中心とした評価**

に沿って進められ，大学が行った自己評価結果を認証評価機関に組織された大学評価委員会（大学人で構成）が国際通用性のある水準をもとに評価するという位置づけになっています（図1）。そのため大学は各々の特色を活かした自己評価書を作成することができますが，自己評価書の作成においては認証評価機関が用意した大学評価基準に沿うことが求められます。

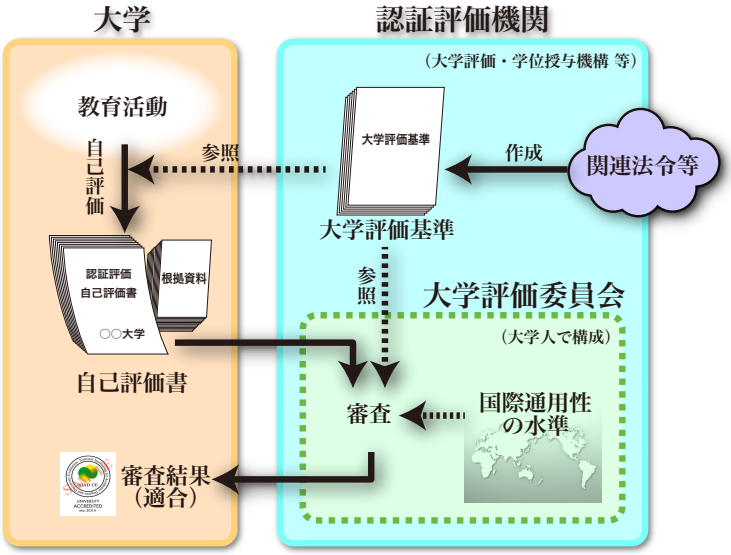

図1: 認証評価制度の概要

表2は大学評価・学位授与機構が作成した大学評価基準であり，基準毎に評価の観点が定められ，合計81個の観点が設定されています。これらの基準，観点は認証評価機関が全く独自に設定したものではなく，大学が行うべき教育活動に関連する法令等（学校教育法や大学設置基準など）に基づいて作成されています。様々な法令を分野別にまとめたものが基準，具体的に法令に対する適合性を示す部分が観点と考える事もできます。（参考文献[3]に観点と関連法令等についての説明が詳しく記載されています。）言い換えると，認証評価は学校教育法等の法令への適合審査であり，不適合な部分については改善勧告等の導入も検討されています。

表2: 大学評価基準

	観点数
基準1　大学の目的	2
基準2　教育研究組織	6
基準3　教員及び教育支援者	7
基準4　学生の受入	5
基準5　教育内容及び方法	26
基準6　学習成果	4
基準7　施設・設備及び学生支援	10
基準8　教育の内部質保証システム	5
基準9　財務基盤及び管理運営	13
基準10　教育情報等の公表	3

さて，学校教育法などの法令は大学を取り巻く状況の変化，中央教育審議会等の答申などを受け，年々改正や新たな法令が制定されてます。それらの法令を反映し，認証評価で設定される大学評価基準，観点には修正が加えられています。従って，今回の認証評価基準は前回と同一ではありません。

次節では，今回の認証評価において新しく追加されたものや特に注目されている基準，観点について説明します。

今回の認証評価で新たに求められること

○今日の大学に求められていること

18歳人口の減少に伴う大学の全入時代の到来，その他の様々な要因により，近年の大学（大学院）生の平均学力の低下は周知の事実であり，従来通りの大学・大学院教育では卒業（修了）生全員の質を維持することが困難になっています。その結果，大学卒業（修了）生の能力，大学が授与する学位の質が疑問視され，大学は授与する学位の質を維持・向上させる努力を行い，**社会に貢献できる人材**の輩出，**国際的競争力のある人材**を育成することが強く求められています。従って，**今回の認証評価では，学位の質を保証するために大学がどのような取り組みを行っているかが問われる**ことになります。

以下に，今回の認証評価で特に注目されている基準，観点について説明します。

○**学習成果**（基準6）を踏まえた**教育の内部質保証システム**（基準8）の構築

まず，大学が保証する学位の質（概念的には学生が身につけるべき知識・技能・態度）については，大学が**学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）**で明確に定めたうえで厳格な成績評価を行っているかが問われます（基準5: 観点5-3）。

次に，卒業（修了）生への学位授与が適切かどうかは，学生が大学・大学院で受けた教育内容ではなく，学生が学習の結果獲得したもの（**学習成果**）の到達度によって判断されます。これは基本的にはディプロマ・ポリシーに記載されている知識・技能・態度等を学生が獲得できているかを意味しますが，ディプロマ・ポリシーには詳細な水準に関する記述はありませんので，認証評価では国際通用性を持つ水準に照らして各々の知識・技能・態度等を審査することになります。

学習成果

従来の大学評価では，大学が「**学生に何を教えたか**」が重要視され，大学生活を経て「**学生がいかなる知識・技能・態度等を身につけたか**」については必ずしも十分に明らかにされてきませんでした。前回の認証評価においても，この点が課題とされました。

ただし，学習成果の測定は難しく，測定方法については今後の開発が望まれる部分とされています（参考文献[4]）ので，卒業率や就職率といった定量的データに加えて，「学生，卒業（修了）生，就職先の意見」を用いた学習成果の検証方法が観点として設定されています（基準6: 観点6-1, 6-2）。

更に，学習成果の達成度の検証結果は改善活動にも利用する必要があります。つまり，学習成果の現状を把握し，その達成度がどの程度であるかを自己評価し，得られた評価結果をもとに大学教育の質の改善・向上を図るための体制が整備されかつ機能しているかが今回の認証評価では問われることになります（**教育の内部質保証システム**）（基準8: 観点8-1）。このような活動は，自己点検・評価活動が義務づけられてから各大学で少なからず整備されてきたところですが，徐々に実質的な活動に評価の観点が移っています。つまり，今回の認証評価では内部質保証を行う組織体制の整備や会議の開催記録などでは不十分で，**具体的にどのような改善活動を行ったか**を示す必要があります。ただし，認証評価機関から改善活動に関する具体的な例示は少なく，各々の大学における独自の学習成果の測定方法や改善のための取組が注目されています。

○授業外学習時間の確保を通した**単位の実質化への配慮**（基準5: 観点5-2, 5-5）

中央教育審議会等の議論では近年の学生の学習時間の減少の問題を採り上げ，学生の学力向上，主体的な学習習慣の獲得のためにも授業外学習時間の確保を唱えています。

単位制度

日本の大学は単位制度を採用しており，個々の授業の成績評価を積み上げた卒業（修了）認定を行っています。そのため，一つ一つの単位の授与の実質化を行うことが，学位の授与の実質化の基になります。認証評価ではこの観点からの評価を実施することも求めております。

大学設置基準においては，個々の授業は単位により数値化され，1単位は45時間の学修（本学では講義及び演習科目については，15～30時間を授

業，残りを授業外学習（予習・復習等））と定義しています。これに対して，ある調査によれば大学生が授業外学習時間に費やす時間は1日に1時間程度であり（参考文献[5]），大学内部で実施している学生生活実態調査でも類似した結果となっています。つまるところ日本の学生の授業外学習時間の不足は明らかであり，大学はこの状況を改善する必要があります。

このため**単位の実質化への配慮**という観点が設定されています。この観点では，学生が実際に何時間を授業外学習時間に費やしているかではなく，**大学が学生の授業外学習時間を確保するためにどのような工夫を行っているか**という点（勿論，それらの工夫による改善効果）について審査が行われます。教育プログラムでは学生が授業外学習時間を確保できるような**カリキュラム編成**（**基準5; 観点5-1，5-4**）や学生の**履修科目の登録の上限設定**（**基準5: 観点5-2，5-5**）を行うことなど，個々の授業では**シラバスを活用して予習・復習の具体的な内容を提示**（**基準5: 観点5-2，5-5**）するなど，学生の自学・自習を促すための工夫が対象になると考えられます。

○教育情報等の公開（**基準10**）

平成23年4月より上述のディプロマ・ポリシー等を含む様々な教育情報の公開が義務化されました。今回の認証評価では，大学がこの法令を遵守しているかも審査されます。学校教育法には公表すべき内容の詳細は明記されていませんので，高校生，保護者，雇用主，広くは納税者等の大学のステークホルダに対して大学の教育活動，取組を分かり易く，正確に公表しているかが審査されることになります。

自己評価書の作成にあたって

大学評価・学位授与機構が行った担当者向けの説明会において，大学が作成する自己評価書に関して以下のようなことが述べられていました。

評価というととかく良い結果を得ようとして，「活動実態がない場合や不十分な場合でもなんとか活動を行っているように思わせるような作文を自己評価書に記載する」傾向にあることが指摘されていました。そのため，自己評価書においては根拠資料に基づく記述・分析が強く求められており，そうでないものについては評価されないことになります。これまでにも，大学評価委員会は根拠資料のない記述については追加資料を請求または訪問調査時のヒアリングで実態を問うことがあり，不十分な活動状況が更に悪い印象につながる例もあったそうです。

また，**良好な取組，結果等のみを記述し，ほとんど改善点を示していない自己評価書**も少なからずあるそうです。そのような場合，大学評価委員会では事実確認の後，**不十分な活動実態を認識しつつも改善点を充分に示していない自己評価**に対しては，大学に**自己点検による改善能力がない**と判断する可能性があることも示唆されていました。自己評価書の作成にあたっては，大学の教育活動を正しい視点で自己評価し，改善につなげることが求められています。

新任教員紹介

助教 原田 健太郎
（平成24年4月着任）

参考文献

[1]西村 和雄他編，『分数ができない大学生：21世紀の日本が危ない』，東洋経済新報社，1999.

[2]大学機関別認証評価実施大綱，http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/daigaku/__icsFiles/afieldfile/2012/06/22/no6_1_1daigaku1taikou25.pdf，大学評価・学位授与機構，2012年6月.

[3]大学機関別認証評価自己評価実施要項，http://http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/daigaku/__icsFiles/afieldfile/2012/06/22/no6_1_1daigaku3jikohyouka25.pdf，大学評価・学位授与機構，2012年6月.

[4]中央教育審議会大学分科会大学教育部会，「予測困難な時代において生涯学び続け，主体的に考える力を育成する大学へ（審議まとめ）」，http://http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1319183.htm，文部科学省，2012年3月.

[5]中央教育審議会大学分科会大学教育部会第10回配布資料，http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/gijiroku/__icsFiles/afieldfile/2012/02/28/1317014_2.pdf，文部科学省，2012年2月.

News Letter No.5, 2012年7月発行，徳島大学 評価情報分析センター
http://cms.db.tokushima-u.ac.jp/DAV/organization/148095/
外線 088-656-7693，内線 (81)-7693